

平成23年度税制改正（地方税）要望事項

（新設・拡充・延長・その他）

No	23	府 省 庁 名	国土交通 省
対象税目	個人住民税 法人住民税 事業税 事業税(外形) 不動産取得税 <u>固定資産税</u> 事業所税 その他()		
要望 項目名	防災街区整備事業により従前の権利者に与えられる一定の規模の防災施設建築物に対する特例措置の延長		
要望内容 (概要)	<p>・特例措置の対象（支援措置を必要とする制度の概要）</p> <p>密集市街地における防災街区の整備に関する法律(平成9年法律第49号)の規定に基づく防災街区整備事業の施行に伴い、従前の権利者に対して従前資産に対応して与えられる防災施設建築物（権利床）。</p> <p>・特例措置の内容</p> <p>権利床に該当する家屋について、従前権利者居住用については2/3、従前権利者非居住用及び非居住用家屋については1/3を、新築後5年間減額する。</p> <p>・要望の内容</p> <p>上記措置を適用する家屋取得の期限（平成23年3月31日）を2年間延長する。</p>		
関係条文	<p>地方税法附則第15条の8第3項及び第5項</p> <p>地方税法施行令附則第12条第16項から第20項及び第22項</p>		
減収 見込額	(初年度) — (▲17) (平年度) — (▲78) (単位:百万円)		
要望理由	<p>(1) 政策目的</p> <p>特に大火の可能性が高い防災上危険な密集市街地において、防災街区整備事業を強力に促進することにより、当該密集市街地の防災に関する機能の確保と土地の合理的かつ健全な利用を図り、もって都市の再生を確保する。</p> <p>(2) 施策の必要性</p> <p>密集市街地は、狭小な敷地に老朽木造建築物が密集し、細街路、行き止まり路が多い等公共施設の整備が不十分であること等により地震等によりいったん火災が発生した場合には、広範かつ甚大な被害が想定される市街地であり、その整備改善は喫緊の課題となっている。</p> <p>このような密集市街地について、社会資本整備重点計画（平成21年閣議決定）、住生活基本計画（平成18年閣議決定、平成21年変更）、都市再生プロジェクト（第12次決定、平成19年都市再生本部決定）等において緊急整備の必要性が位置付けられ、特に大火の可能性が高い危険な密集市街地については、平成23年度までに市街地の大規模な延焼を防止し、最低限の安全性を確保することとされているところである。</p> <p>そこで、防災上危険な密集市街地の防災に関する機能の確保と土地の合理的かつ健全な利用を図り、もって都市の再生を強力に促進するため、税制上の特例措置を講じることにより、防災街区整備事業を強力に推進することが重要である。</p>		
本要望に 対応する 縮減案	—		

合理性	政策体系における政策目的の位置付け	<p>○ 国土交通省成長戦略（平成 22 年 5 月 17 日公表）において、「市街地環境の改善に資する住宅・オフィスビルの建替えを促進するため、木造密集市街地における住宅等の建替え促進に関し、地域の特性に応じ、全面道路幅員に係る緩和制度等の積極的活用について国から地方公共団体に明示するとともに、街区の大型化による建替え促進のための総合設計制度の運用改善を行う」こととされている。</p> <p>○ 密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律（平成 9 年法律第 49 号）に基づく法定事業についての特例である。また、社会資本整備重点計画（平成 21 年閣議決定）、住生活基本計画（平成 18 年閣議決定）、都市再生プロジェクト（第 12 次決定。平成 19 年都市再生本部決定）等においても密集市街地の整備は重要な政策課題とされている。</p> <p>政策目標 「4 水害等災害による被害の軽減」 施策目標 「11 住宅・市街地の防災性を向上する」 業績指標 「67 地震時等において大規模な火災の可能性がある重点的に改善すべき密集市街地（約 8,000ha）のうち最低限の安全性が確保される市街地の割合」</p>
	政策の達成目標	<p>延焼危険性が特に高く、地震時等において大規模な火災の可能性がある重点的に改善すべき密集市街地 8,000 ヘクタールについて、平成 23 年度までに最低限の安全性が確保されることを目指す。</p> <p>※ 最低限の安全性：市街地火災の際、避難困難者が生じず人的被害がほとんど生じない水準（不燃領域率※※が 40%以上であること。）</p> <p>※※ 不燃領域率：幅 6 メートル以上の道路、短辺 40 メートル以上かつ面積 1,500 平方メートル以上の公園等、耐火建築物の敷地の合計面積が地区全体面積に占める割合</p>
	税負担軽減措置等の適用又は延長期間	2 年間
	同上の期間中の達成目標	延焼危険性が特に高く、地震時等において大規模な火災の可能性がある重点的に改善すべき密集市街地 8,000 ヘクタールについて、平成 23 年度までに最低限の安全性が確保されることを目指す。
	政策目標の達成状況	重点的に改善すべき密集市街地 8,000 ヘクタールにおける最低限の安全性確保の取組みについては、任意の建替え等が容易な地区を中心に約 35%（H19 年度実績値）の進捗が見られるところである。しかし、残された約 65%については、公共施設の整備の遅れ、権利関係が著しく輻輳している等の隘路を抱えていることから、防災街区整備事業の活用等、より一層の取組みの加速が求められている。
有効性	要望の措置の適用見込み	100 名/年
	要望の措置の効果見込み（手段としての有効性）	事業の主な阻害要因として、建替後の固定資産税の増額に対する負担感があり、本特例措置により当該負担感の緩和を図り、従前権利者の事業実施についての合意形成や事業後における生活再建が円滑となる。
相当性	当該要望項目以外の税制上の支援措置	—
	予算上の措置等の要求内容及び金額	—

上記の予算上の措置等と要望項目との関係	従前権利者の権利床に係る事業後に生じる負担について激変を緩和する支援措置は本特例のみである。
要望の措置の妥当性	事業の主な阻害要因として、建替後の固定資産税の増額に対する負担感があり、その緩和措置としては税制の減額が効率的である。
ページ	23—2

税負担軽減措置等の適用実績	平成20年度 2件 平成21年度 0件
税負担軽減措置等の適用による効果（手段としての有効性）	直近の評価である平成21年度の政策チェックアップ評価書において、「住宅・市街地の防災性」についての政策評価を行い、本特例をはじめとした関連施策が、目標達成に向けた改善に貢献していることを確認している。
前回要望時の達成目標	延焼危険性が特に高く、地震時等において大規模な火災の可能性があり重点的に改善すべき密集市街地8,000ヘクタールについて、今後10年以内に最低限の安全性が確保されることを目指す。
前回要望時からの達成度及び目標に達していない場合の理由	重点的に改善すべき密集市街地8,000ヘクタールにおける最低限の安全性確保の取組みについては、任意の建替え等が容易な地区を中心に約35%（H19年度実績値）の進捗が見られるところである。しかし、残された約65%については、公共施設の整備の遅れ、権利関係が著しく複雑している等の隘路を抱えていることから、防災街区整備事業の活用等、より一層の取組の加速が求められている。
これまでの要望経緯	平成16年度創設、平成18年度延長、平成20年度延長、平成22年度延長